



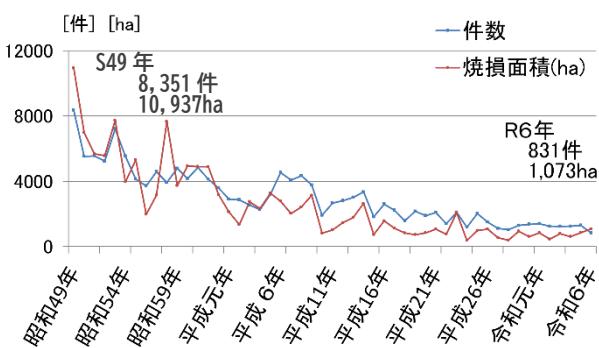
令和7年12月23日

担当課	予防課
担当者	小橋・井原・瀧本
電話	(073) 427-0119
内線	8351

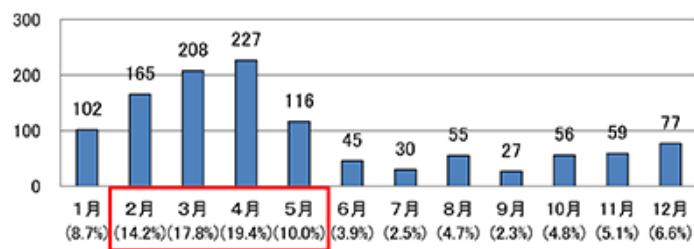
令和8年1月1日から 「林野火災注意報・警報」の運用が始まります

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で大規模な林野火災が発生、その後の消防庁の林野火災対策検討会において林野火災予防の実効性を高めることが必要との結果がなされました。これを受け、本市では火災予防条例を改正し、令和8年1月1日から林野火災注意報・警報の運用を開始します。

林野火災推移【全国】

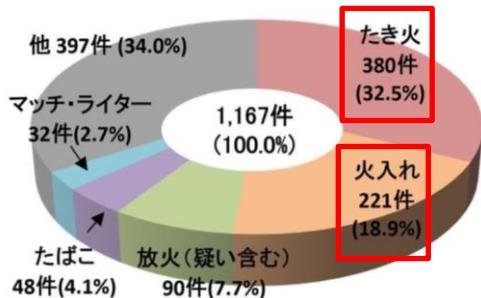


林野火災 月別件数【全国】(R2~R6 平均)

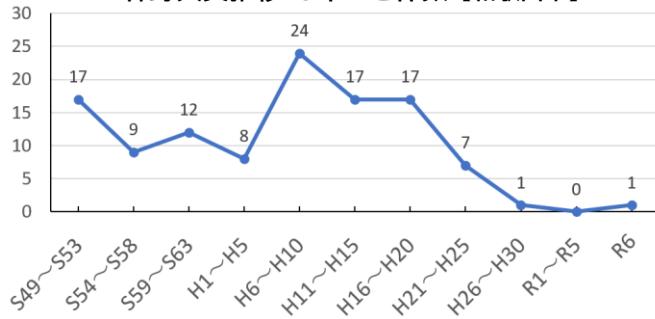


- ▷ 2月～5月が多くなっている。
- ▷ 空気が乾燥し強風が吹く時期であり、火入れが行われることや、山菜採りやハイキングなどで入山者が増加することによる火の不始末等が主な理由(消防庁)

林野火災 出火原因【全国】(R2~R6 平均)



林野火災推移 5年ごと件数【和歌山市】



1 発令基準

気象庁の観測データ（降水量、注意報、気象予報）をもとに1月～5月の間、林野火災の危険性が高いと認められる場合に発令します。

2 指定区域内での火の使用の制限

林野火災警報発令中、指定区域（民有林・国有林等の区域）において、火入れ、たき火等が制限されます（罰則あり）。注意報発表中は、火の使用の制限にご協力ください。

3 お知らせ

注意報、警報の発令は、消防局ホームページ、SNS、消防署でののぼり旗、防災行政無線放送（警報のみ）、消防車両での巡回広報等でお知らせします。

林野火災の多くは、たき火など（たき火は消防へ要届出）人の行為によって発生しています。乾燥した日が続くなど林野火災の危険性が高まっている期間中に注意報や警報が出た場合は、林野火災防止のため一層のご協力をお願いします。
(制度等の説明は裏面)

林野火災注意報・警報について

1 制度の目的

- ・林野火災の未然防止
- ・危険な気象状況に応じた段階的注意喚起
- ・指定区域に限定したたき火等の火の使用の制限
- ・防火指導の強化
- ・防火意識の向上と協力



2 発令基準

林野火災の危険性が高いと認められる場合に発令します。

■林野火災注意報発表基準

毎年1月から5月の期間において、次の①②いずれかの条件に該当した場合

①前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下となったとき。

②前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表されたとき。

ただし、当日に降水が見込まれる場合及び積雪がある場合は、発令しないこともあります。

■林野火災警報の発令基準

林野火災注意報の発表基準に加え、強風注意報が発表されている場合

3 発令中の規制

林野火災注意報、警報が発令された場合、指定区域において次の「火の使用の制限」がかかります。（注意報では努力義務、警報では罰則有りの義務）

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等で喫煙をしないこと。
- (6) 残火（たばこの吸い殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

4 火の使用の制限の対象となる区域（指定区域）

次の①②のいずれかに該当する区域となります。（図の網掛け部分）

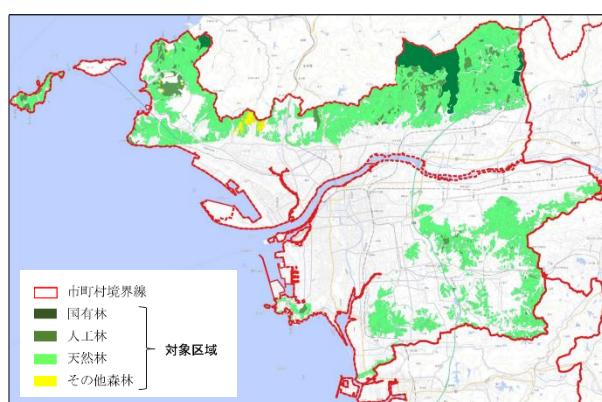
① 民有林

紀北地域森林計画書（県知事作成）で定める地域森林計画対象の民有林区域
和歌山県地理情報システム：<https://wakayamaken.geocloud.jp/mp/6>

② 国有林

森林計画書（近畿中国森林管理局長作成）で定める国有林区域
近畿中国森林管理局 国有林ビューア：

https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/kikaku/NF_viewer/06_waka/index.html



5 情報提供方法

注意報、警報の発令は、消防局ホームページ、SNS、消防署でののぼり旗、防災行政無線放送、消防車両での巡回広報等でお知らせします。

6 たき火の届出

たき火を行う場合、市内全域において事前に消防署へ届出（電話可）が必要です。（なお、野外焼却は原則禁止されています。）